平成２８年（フ）第２２４８号
東京都中野区中野５丁目４－１　ハープVI－203
債務者　齋藤のぞみ
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２２５０号
神奈川県川崎市高津区瀬田２－１－403
債務者　渡邊すなお
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

破産管財人変更

平成２７年（フ）第６８２５号
東京都足立区綾瀬２－24－８　日興パレス綾瀬404、商業登記簿上の本店所在地東京都足立区綾瀬２丁目24番８号
破産者　株式会社シライ（旧商号株式会社インクリーストラスト）
破産管財人　齊田　紀子を解任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　清水　祐介
平成28年３月24日
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６８２６号
東京都足立区西新井１丁目33－４－607
破産者　白井　邦弘
破産管財人　齊田　紀子を解任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　清水　祐介
平成28年３月24日
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１２号
長崎県佐世保市藤原町13番58号　川原アパート201、前住所長崎県佐世保市須佐町20番52号
破産者　浅田　友和
破産管財人　山下　将志が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　馬渡　圭一
平成28年３月30日
長崎地方裁判所佐世保支部

債権者集会招集

平成２７年（フ）第１３５０号
大阪市北区与力町１番５号与力町パークビル３Ｆ
破産者　サロンニューズマガジン株式会社
1　期日　平成28年５月12日午前11時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成28年３月31日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３５１号
大阪市浪速区日本橋５－16－５－406
破産者　蔭地　茂規
1　期日　平成28年５月12日午前11時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成28年３月31日
大阪地方裁判所第６民事部

復 権 決 定

平成２７年（モ）第３０３２号
（平成２７年（フ）第２５号）
埼玉県深谷市東方3684番地19（破産開始決定時の住所　埼玉県熊谷市新堀1145番地１　日神パレステージ籠原418）
破産者　本山喜美代
1　決定年月日　平成28年３月28日
2　主文　破産者は復権する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

特別清算終結

平成２７年（ヒ）第７号
北海道滝川市栄町３丁目３番11－101号
清算株式会社　株式会社高林
代表清算人　丸山　　健
1　決定年月日　平成28年３月30日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
札幌地方裁判所滝川支部

平成２８年（ヒ）第２０１２号
東京都中央区京橋２丁目８番21号
清算株式会社　株式会社江藤工務店
1　決定年月日　平成28年３月30日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２８年（ヒ）第２０１０号
東京都中央区八重洲２丁目８番７号
清算株式会社　Ｆ＆Ｈ株式会社
代表清算人　柳井　　淳
1　決定年月日　平成28年３月30日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
1　協定の対象となる債権
本協定の対象となる債権は、本特別清算手続開始決定日までの原因に基づいて発生した債権（以下、「特別清算債権」という。）とする。
2　弁済の方法
本協定における弁済は、本特別清算手続における清算人代理事務所（東京都中央区八重洲二丁目８番７号福岡ビル９階）において行う。ただし特別清算債権者が金融機関の口座に振り込む方法を指定した場合は、当該口座への振込により弁済する（振込手数料は、清算株式会社の負担とする。）。
第２　一般債権
1　一般債権
一般債権とは、特別清算債権のうち利息・遅延損害金にかかる債権（本特別清算開始決定日前に生じたものも含む。）に該当しないものをいう。
2　一般債権の弁済及び免除
⑴　弁済期間
清算株式会社は、各一般債権者に対し、本協定認可決定が確定した日から１か月以内に、⑵で定める弁済額を弁済する。
⑵　弁済額
各一般債権者に対する弁済額は、各一般債権者の一般債権額に、次に定めるアからイを減じた金額をウで除することにより得られた弁済率を乗じた金額とする。ただし、かかる算定により１円未満の端数が生じた場合には、かかる端数を切り捨てた額を弁済額とする。
ア　本協定認可決定確定時に清算株式会社が有する資産総額
イ　本特別清算が結了するまでに発生し又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、本特別清算手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び本特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権の合計額
ウ　一般債権の総額
⑶　免除
清算株式会社は、各一般債権者より、上記⑴の弁済時に、一般債権のうち一般債権額と弁済額の差額と、利息・遅延損害金（本特別清算開始決定日前に生じたものも含む。）にかかる債権の全額について免除を受ける。
⑷　追加弁済
上記⑴による弁済後、新たに会社財産が発見されたときは、これを清算人が換価した上、その換価費用その他の優先債権等を控除した残額を追加弁済原資として、各一般債権者の一般債権の金額に応じて按分した額を、各一般債権者に追加弁済する。この場合、当該追加弁済の範囲においては上記⑶による免除の効力は失われるものとする。
以上
東京地方裁判所民事第８部

平成２８年（ヒ）第２０１７号
東京都杉並区天沼３丁目２番２号荻窪勧業ビル305号室
清算株式会社　株式会社アスリート・パートナーズ
代表清算人　松元　優季
1　決定年月日　平成28年３月30日
2　主文　次の協定を認可する。